

午後2時00分開会

○林委員長 ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

お手元に本日の日程をお配りしております。報告事項10件、その他と進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、早速1の報告事項に入ります。環境まちづくり部（1）道路占用料等の改定について報告をお願いいたします。

○佐藤環境まちづくり総務課長 それでは、お手元の環境まちづくり部資料1に基づきまして、道路占用料等の改定についてご報告いたします。

本件につきましては、第1回定例会に議案としてお願いする案件の情報提供となります。

1番の概要ですけれども、3年ごとの固定資産税の評価替え、前年30年に行われましたけれども、これに伴いまして道路占用料等を改定するものでございます。

2番目、改定する使用料及び関係条例ですけれども、道路占用料等につきましては道路占用料等徴収条例。公園使用料、緑地使用料につきましては都市公園条例。公共溝渠使用料につきましては公共溝渠管理条例となります。

3番、改定の予定日ですけれども、本年4月1日ということで予定しております。

ご報告は以上でございます。

○林委員長 はい。本件につきましては予定されている第1回定例会の提出予定案件でございますので、委員の方から、審査に当たりまして必要な資料要求等があればお願いいたします。

○小枝委員 また3年ごとの書きかえということですが、現段階でも10億から30億だったか、3倍ぐらいの増加になっているという状況だったと思います。この収入がどう使われることがいいのかということについては議論がされていないと思うんですね。道路や公園がよくなるように使われていくのであれば、収入が上がっていったよかったですねということになると思うんですが、その使用としては、まず金額的に固定資産税を反映する形でというふうになってから十何年、20年ぐらいだったと思いますけど、その金額の推移、以前にも出していただきましたけれども、今回も改定されてこの後どうなるのかということの収入、入りのほうの推移ですね。それから、現状どういうふうに出支をしているのかということについてわかるものを出していただきたいと思います。

○林委員長 資料。

環境まちづくり総務課長。

○佐藤環境まちづくり総務課長 はい。今おっしゃられた関係の資料については、議案の審査のときにお出しするようにいたします。

○小枝委員 はい。加えて、他区状況も把握、それは別に紙でなくても結構ですが、23区が一律ということやってきた流れから、千代田区、港区が抜けてしまえば、周辺区、足立区や江戸川区はどうするんだという心配の議論もあったと思うんですね。そのまま変化なしなのか、どこかまた変化があるのかということも把握をしておいていただきたいと思います。千代田区だけがよければいいということにはならないと思うので。その点は紙でも口頭でも構いません。よろしく申し上げます。

○佐藤環境まちづくり総務課長 その点につきましても、資料か口頭でご説明させていただきます。

○林委員長 ほかの委員の方、何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、次に（２）番の東郷元帥記念公園改修整備について報告をお願いいたします。

この件につきましては、陳情が出ているんですけども、定例会に入りましたら改めてやりまして、進捗状況の報告だけお願いいたします。

○谷田部道路公園課長 それでは、東郷元帥記念公園の改修整備について、環境まちづくり部資料2でご報告をさせていただきたいと思えます。

まず、1枚をおめくりいただきまして、資料2-1をごらんいただきたいと思えます。

これも以前にちょっとお出ししているかと思えますが、公園の全体で、今回、鉛が検出されたということで、その結果をどのくらいの深さまで入っているかということの色分けしたものと、それに現計画で、今ある木を残す予定であるものを重ね合わせた図面でございます。

赤のひし形と、それから四角のこの2種類で丸を囲ってございますが、この赤いもので囲った部分が今回在来の樹木を残すということで計画されているものでございます。

ひし形と四角がございまして、ひし形につきましては、これ、鉛が含有しているということで、何らかの処理をせざるを得ない状況にあるというもの。それから四角については、これも鉛が出てはいるんですけども、こちらのほうは含有しているのではなくて溶出しているということで、これについては処理をする必要がないということで、対策の必要がないと言われた部分でございます。なので、ここについては、このまま計画どおり進められるということでちょっと色分けをしたものでございます。ひし形で囲ってある樹木、何らかの処理をしなければいけないというのが、右側のほうに集計してございますけども、17本、それから、あと四角が9本ということで、今現状としてはこういう状況にあるというものでございます。

それから、もう一枚おめくりいただきまして、資料2-2をごらんいただきたいと思えます。

先ほど申しましたとおり、鉛が検出された部分についての樹木の取り扱いでございますけども、当初、東京都のほうとも、どのような対策を講じる必要があるかということで話をさせていただいておりますが、基本的には土を入れかえるのであれば、樹木についての根っこについている土についても、これは全部とり切るのは難しいだろうということで、木については処理せざるを得ないというような見解でございました。それが一番左側に描いてある絵でございます。上が樹木が植わっているところで、これ、10メートル真っ角で鉛が検出された部分については60センチのところは全部土を入れかえるということで、今、方針を立ててございますので、この部分の木については、一番理想なのはその下に描いてある対策図ということで、全部60センチ入れかえるということで、木が全く今ない状態で新しく土を入れかえるということでございます。ただ、いろいろと樹木を残す手だてがないかということで、いろいろ試行錯誤しまして、右側に一応3案載せてございます。

一つ目につきましては、封じ込めを行うんですけども、樹木の今ある10メートル真っ角の上に封じ込めということで50センチの盛り土をしてしまうと。これで一応封じ込めにはなるんですけども、高さが50センチ上がりますので、10メートル真っ角で花壇状な形になるということで、相当広場の部分について、少し花壇としてこういったものが幾つか出てしまうということで、非常に広場機能が少し損なわれる状態にあると。

それからもう一つ、今の現状の高さよりも10センチ盛り土しますので、木に対して余りいい生育状態がちょっと見込めないということで、枯れてしまうおそれがあるということとは、これ、木の専門家の方からお話を伺ってございます。

次の2番目のところにつきましては、これ、根の状態にもよるんですけども、余り根がそれほど張っていない状態であれば、張っていない部分については土を入れかえますけども、実際に根がある部分については、上にアスファルトで3センチ封じ込めで押ししてしまうという方法でございます。これは普通のアスファルトでやってしまいますと、水が浸透しませんので木が枯れてしまいますので、一応透水性のアスファルトで封じ込めると。これについては、東京都に見解を伺って、封じ込めの対策としてこれでオーケーだという話でございますので、こういう方法も一つあるかなと。ただ、この場合にも、透水性と言いましても、根詰まり等後々したときに、水が浸透しなくなるおそれもありますし、木が生育上心配があるということも懸念されるところでございます。

それから3番目が、これ根が相当張ってしまっていて、もうこれ根を切らないで対策を講じるためには、10メートル真っ角全体にアスファルトで、まず、上に封じ込めをしてしまって、その上に土をかぶせるということで、多少これ、現在の高さよりも23センチぐらいちょっと高くなりますけども、先ほどの50センチよりは浅く済むと。ただ、これもアスファルトで敷いて根に水が行くような形にはなってございますけども、後々、木が生育上もしかしたら根詰まりを起こしたりして、木に影響が出るおそれも考えられると。リスクをちょっと背負うというような形になります。この3点が一応考えられる案として今挙げてございますので、これについては協議会の中で少し議論もして、どういう形で何を対策を講じるかというところをちょっと詰めていきたいなと考えてございます。

それから、もう一枚おめくりいただきまして資料2-3をごらんいただきたいと思ます。

これは以前にもちょっとお話ししましたとおり、一部この対策を講じるまで全面的に閉鎖しているということになりますと公園が利用できないということで、非常に利用者にも不便をおかけしますので、一番対策が講じられやすいところ、今、1枚目の、1枚目というか、資料2-1にも色分けしてございますけども、上の部分と中段の部分で一部色が塗られてないところで鉛が出なかった部分がございます。この部分は開放できるので、入り口付近のところをちょっと処理をして、2-3に示してありますように、オレンジ色で塗った部分、この部分を一時開放するというので、一応3月の下旬ぐらいまでには、この赤で点線を引いたところに柵をして、この中を一部開放したいなというふうに考えてございます。その後、下段のところ、今、工事中止しておりますけども、そこを土壌を入れかえて、計画の形に工事を進めて、完成したらば下段を今度開放すると。で、中段、上段という形で工事を進めていきたいなと考えてございます。

もう一枚おめくりいただきまして、資料2-4をちょっとごらんいただきたいと思ます。

す。

これが今現在状況のスケジュール表でございます。一番上の2段が当初の計画ということで、当初は、ことしの12月には工事が終わる予定でございました。今の状況を鑑みまして、一部3月末には上段、中段の部分を開放いたしますけども、その間で樹木の取り扱いについて協議会でも話し合いをした上で、ある程度公園の最終形について整理をした上で下段、中断、上段という形で工事を進めていきたいなど。今現在予定している工期で行きますと、平成33年の中ぐらいというところで今計画をしているところでございます。

明日、2月の6日の6時半から東郷公園の協議会を開催する予定でございます。その中でこの結果についてもご報告をさせていただくと、それから東京農工大の細見先生、土壌の専門家の先生ですが、この先生にもご出席いただきまして、その見解もいただきながらご説明をし、今後の進め方について議論をしたいというふうに考えてございます。

ご報告は以上でございます。

○林委員長 はい。報告が終わりました。委員の方、何かございますか。

○米田委員 報告ありがとうございました。

この土壌を入れかえるのに大体正式決定ではないと思うんですけど、大まかどれぐらいの予算がかりそうですか。

○谷田部道路公園課長 今、全体の費用については精査中でございます。なので、相当なお金がかかるかなと思ってございますけども、それに合わせて、計画のちょっと見直しもございまして、それが判明した段階で当然ながら変更手続を進めたいと考えていますので、それがある程度固まった段階ではまたご報告したいと思っております。

○米田委員 まあそうなんでしょうけど、大体どれぐらいめどですか、そうしたら。まだやり方で変わってくると思うんですけども。

○林委員長 めどで、資料2-4でスケジュール表が出ていますんで、大体これに合わせてどこの位置ぐらいで金額が算定できそうかというぐらいですよ。

○米田委員 どういう工程になるのかも、ちょっと変更になるかもわからないでしょうけども。

○谷田部道路公園課長 そうですね。今現在2定、3定で変更したいなというぐらいな今イメージでございますが、およそ大体1,000万ぐらいの大台になろうかなというふうに考えてございます。

○林委員長 土の入れかえがそれぐらいの規模で、契約の変更が第二4半期ぐらいのめど……

○米田委員 はい。その辺。

○林委員長 それでいいですか。

いや、どうぞ、ほかの委員の方、何か……

○米田委員 もう一つ。

○林委員長 もう一個ある。そうですね。

米田委員。

○米田委員 鉛の結果というか、どれぐらい入っていたかというのは。すみません。大事なのを聞くのを忘れて。

○谷田部道路公園課長 細かい数字のデータがそれぞれの箇所にとってございますので、

深さごとのデータというちょっと細かいデータになりますが、それは持っています。今、ちょっとざっくりとご報告いたしますと、一番上段のところで一番大きかった値が、基準値がこれ1キログラム当たり150ミリグラム以下というのが基準でございます。その中で、350ミリグラム、これが上段で一番高い数字のところは1カ所ございました。それから、中段では400ミリグラム、これが2カ所出てございます。それから、下段がちょっと一番高くて、770ミリグラムというのが一番最高値で、それ以外に500以上が3地点ということで、4地点がかなりちょっと高いという数字のデータでございます。

○林委員長 これは、課長、2-3の資料で基準を超えたのがこんな形ですよとあったんで、それぞれのデータのようなものは情報提供してもらえる形なんですかね。公開、近所の方も住民の方もどれぐらいなんだろうというのがわからないとあれで、見ても専門家じゃないとわからないのかもしれないんですけども、別にオープンにしても問題ないんじゃないかな。

○谷田部道路公園課長 データ上は別にこれをお見せしても構わない資料でございますので、それがもしもご要望であれば、お示しはできると思っております。

○林委員長 そうでしたら——米田委員。

○米田委員 ちょっとそれも知りたいんで、できれば、はい、お願いしたいです。

○林委員長 では、どうしますか。企画の委員さんだけではなくて、全議員の方に情報提供のような形で、生データというか、鉛の含有量の数値、かなり細かいんですか、厚くて。（発言する者あり）どうぞ、道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 ちょっと細かいデータで深さごとにありますけども、図面のところにわかりやすくその箇所についてどのぐらいのデータが出ているかというのを表にして書いてあるのが、A3で2枚でございます。

○林委員長 そうですか。わかりました。それでは、議長に、終わった後ご相談して、企画の委員さんにはお配りしますし、全議員にお配りするかどうか議長と相談させていただいて、配付にできるような方向に努めたいと思っておりますが、それでよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

ほかに。

○小枝委員 今の鉛の話についてなんですけれども、以前の資料にあったかとは思いますが、キログラム150ミリグラム以上で、何日食べ続けるとどうだというような、そういう、子どもでもわかる表現というのがあったと思うんですけど、ちょっともう一遍その説明をいただけますか。

○林委員長 すぐできますか。

環境政策課長。

○夏目環境政策課長 おっしゃっている、今回は鉛の含有量ということで、よく表現されるものが、まず含有量というのは直接摂取した場合のリスクというふうになっております。こちらが基準超過土壌の上に70年間居住して、一日当たり子どもが200ミリグラム、大人が100ミリグラムの土壌を摂取する場合と仮定して、ようやく危険がある、リスクがあるという値になっております。

○林委員長 そうすると、770ミリグラムだと、どんな感じなのかというのをわかりや

すく言うと……

○小枝委員 ごめんなさい。子どもが200は聞こえたんですけど、大人が……

○林委員長 大人は100。

環境政策課長。

○夏目環境政策課長 失礼しました。70年間居住し、一日当たり子どもが200ミリグラム、大人が100ミリグラムの土壌を摂取する場合は。

○林委員長 食べるということ。それが150グラムの——150グラムがそうだとということですよ。

○夏目環境政策課長 はい。設定されている基準が、そういうことを考慮されて設定されているということになっております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 そうすると、鉛というだけでみんな吹っ飛んでしまうわけですけども、150で70年間子どもが200ミリということは、その毒性というのは極めて影響は低いものであると。今回は上段が350、中段が400、下段が770でしたっけということですから、それを説明するときにどんなふうに、今のを参考にすると。つまりこんなに毒があるから木を抜かなきゃいけないんですという話ではなくて、これは一つの東京都の基準においてやむを得ずという部分があると思うんですけども、素人的に言えば、その程度のことであれば人間の知恵を使えば何とかするのではないかというふうに一般には思うと思うんですね。ただ、どうなんでしょ。それをどういうふうに説明するのかなというふうに、今回あしただということですけども、あしたじゃなければ、本当は協議会、ポスターを張って、どうぞ皆さんご参加いただいて、ぜひ話を聞いていただきたいというぐらいの大きな内容なんですけども、どう説明するんでしょうか。

○谷田部道路公園課長 この鉛のデータの、今、状況については、前回の協議会でも専門家の細見先生にも解説いただきましたけども、決してこれ、非常に厳しい基準でございますので、すぐに人体にどうこうという影響はないと。ただ、これはそのまま法律上何らかの処理をしなければいけないということなので、じゃあそんなに影響ないからじゃあそのまま放っておけばいいのかというのは、これはだめだと。何らかの東京都で指導を受けたものの処理をしなければいけないということがありますので、一番いいのは全部とり切ることかもしれませんが、残す場合でもこういう対策を講じれば安全なんですよというものが示されているという状況でございますので、それを今回また説明させていただくと、また加えて細見先生のほうからも補足していただきたいなというふうに考えてございます。

○小枝委員 余り後ろ向きなことばかりは言いたくないんですけども、きょうの資料を出すときも、この落葉樹11本、針葉樹3本と書いてあるんですけど、全部で17本。このちゃんと木の名前と場所を明らかにするべきなんじゃないかなと思うんですよ。その上でこれとこれとこれはどんな専門家の先生の知恵を尽くしても無理なんだよということであれば、これまた先に進む話になると思うんですけども、何かこれだとわからないですよ。そういう資料出しをあしたはされたほうがいいんじゃないんですかと。きょうは、もう、きょうのことですから。

○谷田部道路公園課長 貴重なご意見、ありがとうございます。もう少しわかりやすく今

言われたところについて、もちろん樹木の種類もわかるようにきちんと加えて説明をしたいと思っております。

○小枝委員 それと、もう一つだけ後ろ向きのことを言わせていただきたいんですけど、この公園をいじらなければ、これは地中に含まれているものまで掘り出せということではないですよ。ないですよ。地中に、つまり、現状のままであれば、これを何か――聞き方としては、なぜ土壌調査もしないでこういう工事に入ったんですかということは聞いておきたいんです。他のことにもまたつながってきますので、で、また先ほどの財源論なんですけれども、何でこんなに大がかりにやらなくちゃいけないことになったのか。プールをやるのであればプールのところに、中央区の十思小学校なんか、土を入れて苗木を入れてというようなこともしているんですね。何でこんなに、全面展開するのにまちを挙げてやろうということなら仕方がないんですけども、そのところの議論をやっぱりしっかりすべきだったんじゃないかというのは、土壌調査をなぜしなかったのか。それから一部改修で行くか全面改修で行くかという議論をどこで誰がやったのかなというのは気になるんですけど、そこはちょっとここで答えておいていただきたい。

○谷田部道路公園課長 これも前に以前お話ししているかと思うんですが、まず、この公園の地歴上、過去のこれまでの歴史の中で、例えばここに工場があるとか、そういった汚染されるおそれがあるものについては、もう、当然ながら、これ、やる前に、土壌調査しなければいけないというのは原則だと思います。東京都ともお話しさせてもらったときに、当然今の地歴上では何らそういった疑いのものはないので、通常ならば東京都に相談されてもこれは土壌の調査の必要はないですということで、そのまま工事を進めるという形になるんですね。なので、我々としても、なぜやらなかったかということ、当然ながらそういう疑わしいものもないので、土壌調査まではする必要がないという判断でやっていましたけども、今回たまたま土を搬出する先で、受け入れ先がそれなりの調査をしてデータを出してほしいということでやったところ出たということでございますので、今後、例えば地歴がないところについてもこういう結果が出たということは、一つ、これ、我々もショッキングな話でもありますので、ある程度そういう原因についても、何が原因なのか、そこをもうちょっといろいろと調べていきたいなとは思っているんですけども、今現状ではなかなかこういう原因だねというところはちょっと判明できないというところで、今回についてはそういうことから調査はしないで進めてきたという経過でございます。

○小枝委員 そういう認識が非常に私は甘いと思います。持ってきた土にもしかしたら含まれていたかもしれないし、地歴というけれども、空襲もあればいろいろなことがあって、東京だって、いろいろな状況が、歴史があるわけですから、そこからどんなものが出るかわからないということはやはりはなから調査をすべきだったし、何よりも議論をすべきだと思うんですよ。議会の中でもこれどういうふうにしたらいいですかというような問いかけというのがあったのかなという、何かこう、いつも前のめりに、気がつけば進んじちゃっているという、そしてつまりいて、後はもう仕方がないんですというふうになるのは、今も反省の弁が一つも聞けなかったんですけど、いかがなものか。

ただ、時間ももたないですので、もう次のことを私は聞きますけれども、こういう失敗からここまで来て、これから先どうするのかというときに、次のプランですね、次のプランを私は何度も地質のこの調査、土壌調査をしている最中にも、次のプランをよりい

いものにするように議論をしていくべきではないかということを書いていたんですけども、ちょっとこう、とまったまんま、先ほどの説明だと、このまま当初の計画の流れで行ってしまうように聞こえたので、そうではないならいいんですけども、十分にこの反省を踏まえて協議をして、未来に向かって、また今にも劣らないというか、もっとはすばらしい緑の公園になるであろうというふうなプランになれば、まだ多少けがを負っても、次に、未来に向かえるかと思うんですけど、今のプランのまま行っちゃうんですか。そこをどういうふうにごで誰が協議するんですか。

○谷田部道路公園課長 決して今のこのままの状態を進めようという、当初はそうでありましたけども、こういう陳情なり、いろんなご意見も同った中で、今、協議会の中では、今、座長は、福井先生という、法政大学の先生にお願いしているところでございますけども、前回も座長のほうから、今回たまたまこういう鉛が出て立ちどまることになり、またそういう中でそういういろんな意見も出てきたということも踏まえて、改めてそういった意見もいろいろ議論を交わした中で皆さんが納得できるような公園にしていきたいということで先生のほうからもお話をいただいておりますので、我々としても、ぜひ、そういう意味では、これありきではなくて、もう一度そういったいろんな方の意見も聞きながらいい公園にしていきたいなというふうに考えてございます。

○小枝委員 そうすると、議論になっていた出入り口の角にあったらどうかという話とか、あとは樹種をどうしていくとか、あとはまだ、それはもう、協議会の中で十分に話されるのであれば、そういった時間もしっかりと保障されて車座でやっていくという認識で、つまり説明会というんじゃなくて、協議、本当に――で、時間がでも押されてくると思うんですよね。それで急ぐ急ぐで、また、というふうにならないように、どうするのか、知恵があればお聞かせいただきたい。

○谷田部道路公園課長 決して説明会ではなくて協議会でございますので、当然ながら公園の整備に向けて皆さんで協議を、これまでも協議をしてきたという経過がございます。ただ、今回またそういう意味での新しい意見も出てきているという中で、また改めてそこで皆さんで協議をして進めていきたいということでございますので、決して一方的な説明で終わらせようということではなくて、皆さんで協議をしていくというのが大前提でございますので、ご理解をいただければと思います。

○小枝委員 当初からマンションにお住まいの方たちへの知らせ方が問題だということで、議会のほうからも、マンションにそういった会合を張り出すであるとか、ポスティングしてもポスティングできなかったとかいう反省もありましたよね。で、今回の、重要な、ある意味ショッキングな結果をお知らせしながら、先に進む段階での、あしたの開かれた会合に当たって、どんなお知らせの仕方をされているのか、十分にまた知らないうちに何かというような状況ではないと思いますけれども、一体どのようにお知らせしているのかというところは今までと同じレベルの話ではないと思うんですね。議会のこの委員会の中でもずっとマンションの方たちにどうお知らせするかが課題ですよということ、私というよりは皆さんおっしゃっていたわけですから、あしたについては大丈夫なんでしょうか。

○谷田部道路公園課長 確かにいろいろと、聞いていなかったというご意見も頂戴いたしておりますので、その辺の今後の広報の仕方については、もう少しマンションに対してどういう形でお知らせをしていけるか、これはもう、まちみらい千代田とも協力しながらや

っていく必要もあろうかと思えますし、かといって、それで全てを網羅できるかということ、なかなか難しい部分もありますので、ここはいろいろとちょっと知恵出ししなきゃいけないというふうに、課題として捉えてございます。今回につきましては、当然協議会で公開でやってございますので、そういう意味では、前回来られた方、それから陳情を出されている方、意見があるとおっしゃる方についてもご案内を差し上げているという状況でございます。

○林委員長 いいですかね。

○小枝委員 何か全然改善されていないと思うんですけど。

○林委員長 まあ、資料2-4で、「公園設計の見直し」と、ちょうど緑になっちゃっているんですけど、ここでいろんな協議会の方を中心とした、樹木が残念ながら鉛があって入れかえなくてはいけないものも含めて計画変更というのを練っていくというのが、ことしの5月ぐらい、6月ぐらいまでのめどのイメージなんですかね。で、あとは小枝委員のほうは、マンション住民、そういう方たちも大事なんですけれども、例えば子どもの直接的な声を聞くですとか、そういう機会も含めてこの間にやっていくという受けとめでよろしいのかな。あしたの場合には協議会の方に現状報告を含めて、鉛のこんな形で樹木はもうここは残念ながら更新をせざるを得ないような形になるかもしれないというご説明と今後のあり方も少し触れていく、あしたは。この5月、6月までの間で何かやっていく試みがあるんだったらお答えしていただければいいし、現状でないでしたら、どうしようという感じで。そこだけ、難しいんでしょうけども、急に協議会にももちろんお諮りはしなくちゃいけないんでしょうけどね。

どうぞ、道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 そうですね。この土壤結果が出た経過についても、どういう形で皆さんにお知らせするかということで、いろいろとある中では、一つは公園のところに全部掲示をしました。上段から下段まで、それぞれ今工事でバリケードで囲ってございますけども、そこに今の現状についての報告を紙に大きく書いてそれを張り出していると。当然今回の結果についても張り出して、皆様に情報を理解してもらうのと、それから今後のスケジュールについてもそこに張り出し、それから、当然ながらそういった協議会を開いていきますということについても、そういうところでお知らせできればなというふうに考えていますので、まずはちょっとそういう形で、一番公園の利用される方は、多分そういうところを見て情報提供するのが一番なのかなというところでは、ちょっとそういう手当てもしていきたいなというふうには考えてございます。

○林委員長 よろしいですかね、小枝委員。今後、掲示の位置ももうちょっと子ども目線で低い位置に張ってもいいのかなと思ったり、近所ながらするんですけども、今後いろんなご意見を受けとめていくという形で、また陳情審査のときにちょっと、改修のあり方とか、きょうは土壤の進捗報告、入れかえと上段ですので、よろしいですかね。いいですか。

ほかの委員の方、何かございますか。よろしいですか。

木村副委員長。

○木村副委員長 この資料2-1で、これは基準超過区域内の保存予定樹木、この17本についてはこうだと。それで、現行計画では保存予定外の樹木、そこはそこの対応といい

ましようか、これは何か調査検討されているんでしたっけ。

○谷田部道路公園課長 これ、全部、一応公園の中の樹木の樹木診断は全部行ってまして、で、これはもうちょっと枯れてしまっているとか、それから生育が悪いので倒木のおそれがあるとか、そういったものは一応撤去として考えています。それから、ある程度全体のバランスを考えたときに、少し、この部分は少し切って間引いたほうがいいんじゃないかというようなものもここに入っていますけども、そういう意味では、一度この樹木に関するそういったご意見も出ていますので、この中で、もう切らなきゃいけないものはしょうがないと思うんですね、倒木のおそれがあるものについては、それ以外については、そういったところも含めてもう一回検討するということはあると思います。

○木村副委員長 倒木しちやまずいんでね、子どもたちが遊ぶところですから。その辺の安全性というのは、これは大前提だと思うんですね。で、今回、何カ月間にわたって、このスケジュール表だと、公園設計の見直しが入ってくると。その中で、検討協議会の中では今後いろんなご意見が出てくると思うんです。質問も出てくるでしょう。そうした場合に、区としてきちんと説明できるような資料をそろえておく必要があると思うんですよ。そうした場合に、保存予定樹木の対応策はこういう幾つかの選択肢があるんだということとあわせて、もし倒木の危険性がなくて、で、保存予定区域外の街路樹について、これはぜひ残してほしいというような話になった場合に、きちんと対応できるような準備が区のほうであるのかどうか。ちょっとその点だけ、ちょっと確認したいと思うんです。

○谷田部道路公園課長 それは前々もご説明させていただいていますけども、ここは1回そういった皆さんの意見も聞いた上で再度整理をしたいというふうに思っていますので、そういったものも含めて検討していきたいなと考えてございます。

○林委員長 よろしいですか。ほかの委員の方、何かございますか、ほかに。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、次に（3）の景観行政団体移行と景観法に基づく景観計画策定等について報告をお願いいたします。

○印出井景観・都市計画課長 それでは、環境まちづくり部資料3に基づきまして、景観行政団体移行と景観法に基づく景観法の策定等ということで、景観行政団体移行に関する若干の進捗と、第1回定例会で予定されている議案に対する情報提供ということでご報告を申し上げます。

まず進捗のほうなんですけれども、資料の項番の1のほうにございます経緯のところ、一つ目の丸の3行目のところがございます。長らく事前調整から事前協議に入ったよと。本協議をしていますよというようなご報告を前回させていただいたかなと思いますけれども、先般協議の終了の通知があったということでございます。これをもって景観行政団体移行に向けた手続に移れるということになっております。

移行の30日前までに告示をするということになってございますので、今、本年4月1日の移行を目途に準備を進めております。3月の頭、1日を目途に告示を行うという予定で今進めてございます。

項番の2番のほうでございますけれども、前回、当委員会のほうでもご報告を申し上げました、景観行政団体として地域に密着した景観形成を担うということを法に基づいて進

めるときに法に基づく景観計画が必要なんですけれども、移行してからでないといふ計画が策定できないということでございますので、移行後の計画策定までの間、現行の景観行政団体である東京都の景観計画を運用するということの根拠のための条例を制定する必要があると、（仮称）つなぎ条例、策定までの経過措置的なものということをつなぎ条例ということでございますけれども、それを予定してございます。

大まかに、条例で決めていただくことは3点でございます。

1点目が、景観法に基づいてしっかりと景観計画を策定するんですよということ。

2点目は、このつなぎの期間において、法に基づいて条例で決めておくことが必要なことについて、届け出事項などについて条例で制定をするということ。

3点目が、こちらのほうは、いわゆる暫定期間において都の現行計画を運用するんですよということの根拠となるようなことを決めておくということでございます。

別紙にございます、これ、前回もごらんいただいたので再確認ということになりますけれども、二つ目の青い矢印でございます。これが今回の条例という位置づけでございます。三つ目の赤い矢印のおおむね1カ年までの間、一番上にございます現行条例を運用しながら法に基づく事務については、今、東京都がやっている事務を区が引き継ぐような形ということになります。それを行いながら、計画の策定と新たにさまざまな景観行政団体としての景観行政を進める上で必要なことを抜本的な条例改正に盛り込んで、平成32年度の早期を目途に準備を進めていくということになります。

ご報告は以上でございます。

○林委員長 はい。報告が終わりました。本件につきましても、予定されている第1回定例会の提出予定案件でございますので、委員の方から審査に当たりましての必要な資料要求等ありましたらどうぞ。特にないですか。

はやお委員。

○はやお委員 当然のごとくこういう協議を進めていかなければいけないんでしょうけど、きょうはいいですから、他区の動向とか、こういうところがどうなっているのかが1点。そしてあと、当然のごとく、これは素人判断ですけれども、事務量というか業務量がふえるであろうと。そうすると、当然こういうものは複数年的な視点に立って、どういうふうに、この前も言いましたように、予算、そして人の配置、そしてこれのことについて今後どういうようにノウハウを職員の方々が吸収する体制にしていくというのか。で、最後の3点目は、これによって区民に何が寄与され、何がメリットがあるのか。その視点で議案審査ができるようお願いしたいと思います。

○印出井景観・都市計画課長 概略については前回も少しご議論させていただきましたけれども、ただいまのご指摘の点につきまして、資料並びにご説明ができるような準備をさせていただきます。

○林委員長 はい。

ほかに委員の方、何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

それでは、続きまして4点目の日本テレビ通り沿道のまちづくりについて報告を受けます。委員の方には、先立って、先日、第7回日本テレビ通り沿道まちづくり協議会の資料

についてポストに配付しておりますので——大丈夫ですよ。それを踏まえて報告を受けます。

どうぞ、麴町地域まちづくり担当課長。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 それでは、日本テレビ沿道まちづくり協議会の第7回を先週1月31日に開催いたしましたので、当日の主な内容等についてご報告いたします。

当日の資料を事前配付させていただいておりますけれども、きょうお手元には環境まちづくり部資料4として次第をおつけしてございます。

今回から会場をいきいきプラザ一番町のカスケードホールに移して傍聴者の範囲を限定せずに事前申し込みなく当日お越しいただいた方は傍聴いただけるようにいたしました。結果ですが、予定席数110名を超える多数の方においでいただきまして、ちょっと資料のほうは不足したんですが、急遽会場内の椅子席をちょっと配置して対応させていただくことをさせていただきました。

第7回協議会の出席者ですけれども、前回、6回のご報告でも申しましたけれども、今回から女子学院様、グロービス経営大学院様、番町を守る方の共同代表の方に新しく委員に加わっていただきました。

当日の次第にありますとおり、議題は3点になります。

1点目は、主に冒頭申しました傍聴ルールの変更等についての委員の皆さんとの確認。

2点目は、前回に引き続き、この間、当協議会に関連して寄せられた意見をご報告いたしました。ここで番町の町並みを守る会の方からは、共同代表及び基本方針が決定したというふうなご報告がありました。また、二番町町会長から麴町駅番町口のバリアフリー等の二番町の日本テレビ跡地再開発についての要望事項のご報告があり、それを受ける形で日本テレビ放送網株式会社様からは、二番町開発の考え方についてスライドでご報告がありました。なお、こちらの資料につきましては、当日スクリーン投映のみということで、そういうお申し出でしたので、配付資料にはございません。

3点目は、この間協議会で検討してまいりましたまちづくり基本構想素案に関連しまして、協議会の中で地区計画等のまちづくりのルール制定ですとか、変更も視野に入れた構想であるのであれば、事前に行政のほうでも都市インフラに与える影響を検証するべきとのご意見を受け、日本テレビ沿道周辺で一定規模の開発を想定したモデルスタディについて、これ、途中段階のものになりますけれども、事務局の私のほうからご報告させていただきました。

当日のご意見としまして、傍聴者の方、これ、110名ほど入っていただきましたけれども、ちょっと発言はお控えいただいたんですけども、そういった方々も発言可能にするということや、ワークショップを行うべきだという協議会の運営方法に関するご意見をいただいております。

また、日本テレビ二番町開発に関して、現行地区計画の高さの制限を守ったままバリアフリー空間を整備すべきという日本テレビ様の計画に対する意見ですとか、一方で、この協議会の目的として沿道地域全体の将来像を議論すべきといった、そういった枠組みで立ち上げたものですので、そちらに戻って今後協議会で議論すべき内容についても、ちょっと、協議会で今後こういったことを議論すべきかといったことのご意見などを頂戴いたし

ました。

これらさまざまなご意見をいただいておりますので、この間、第1回から含めて、いただいた意見もしっかりと受けとめさせていただいて、来年度以降の協議会の進め方については事務局のほうで考えてまいりたいと思っております。

ご報告は以上になります。

○林委員長 はい。報告が終わりました。委員の方、何かございますか。

○永田委員 事前配付の資料をちょっと本日持ってくるのを忘れたんですけども、アンケートをとった、その回収した数というんですかね、それも入っていたんですかね。110名ほどの傍聴があった中で、どのぐらいのアンケートが回収されたのかということ。

○林委員長 わかりますか、すぐ。アンケートをもらえなかった人もいるかもしれないんですけど、足りなくなったというんで。

だめだったら休憩をとりますよ。

休憩します。

午後2時49分休憩

午後2時50分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

麴町地域まちづくり担当課長。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 すみません、お時間いただきまして。

いただいた意見表は、大体50件ほどいただいております。で、内容につきましては、この間、協議会の運営に関することですか、やはり日本テレビさんの当日ご説明された計画に対するもの。それも150メートルというのはあり得ないとか、そういうご意見ですか、バリアフリー空間が整備されるのであれば現行の地区計画のルールも変えてもいいんじゃないかというご意見もございました。で、あと会の運営について、傍聴の方にもご発言させないのはおかしいですか、そういったこれまでいただいた意見に重複するようなものも多く見られております。ちょっと内容をまだ、件数も多いものですから、ちょっとそちらの、大体こういった傾向の意見が出ていたのはちょっとまだ整理できておりませんので、その辺整理した上で、またご報告させていただきます。

○林委員長 永田委員。

○永田委員 今回、番町の町並みを守る会の皆さんが参加して、協議会の中の意見が、賛否が、特に分かれるような形になったと思いますが、どうしてもそうなる議論というのは平行線のままで、それでどうしても感情的になったりとか個人攻撃的なことがあったと聞いているんですけども、あとさらに、先ほど傍聴の方からの発言はできないと言いながらも実際にはあって、それに答えてしまったということも聞き及んでいますが、議事の運営、会の運営についてと問題点等、何かありますでしょうか。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 すみません。この間、協議会の出された意見ですとか、外部から寄せられた意見を事務局として受けとめて、なるべく大きい会場で人数制限なしでというのが、今回、事務局として改善した点だとは思っておりますけれども、委員おっしゃっていただいたように、傍聴されているから不規則の発言があって、ちょっと私のほうで傍聴者の方の意見はお断りしていますという旨のことでお返事をしてしまったということもございました。で、ちょっと110というところにまた加えて、大体150ぐ

らい、結果いらして、資料もお渡しできなかったとか、ちょっと、今回やってみて初めてやったことの中で事務局として改善すべき点ございますし、委員おっしゃったように、賛成派と反対派が戦うようなちょっと立てつけに見えるような部分もございましたので、次回開催に向けて、ちょっとこういったやり方をしたほうが地域のまちづくりを考えていく場としていいのかというのは、ちょっと事務局のほうとして、ちょっと考えさせていただいて、次回の開催につなげたいというふうに思っております。

○永田委員 今、不規則発言について、できませんということで返答したというふうにお答えしたんですが、それだけではなくて、内容についての不規則発言というか、にも答えていたと聞いていたんですけども、その、できませんよというだけじゃなくて、会の中での説明についての疑問点について答えてしまっていたというふうにも聞いているんですけど、それはさすがに、ちょっと不規則発言を認めることになるんじゃないでしょうかと疑問に思うんですけども、どうでしょうか。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 すみません。ちょっとまだ議事録のほうはまだ上がってきておりませんので、こういったことで不規則発言に答えているかというのは、ちょっと改めて、内容を含めて確認させていただきますけれども、ちょっと今後そのようなことがないように、ちょっと運営のほうで改善を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○永田委員 そのことについては今後明らかになると思うので、それはそのときでよろしいですが、この協議会の事前の告知をしている中で、そのチラシというかチラシに、まちの人から聞いたところによると、番町の町並みを守る会の人たちのチラシに、この協議会自体がその会が主催しているかのような、どちらかという慎重論の人たちがこの協議会を開催しているととられるような内容のチラシが近隣に配付されていたということを知ったんですけども、そういったことが実際に問題なのか、それともそれはそれで構わないのかどうか。ほかの賛否、あるいは慎重論、それはそれぞれの意見で全く構わないと思うんですけども、そういった方向でもし誘導するような行為があったとすれば、それは問題かもしれないということも聞いているんです。それは一つまちの人の意見の代弁でもあるので、どういうふうにとめているのか。それともそのことについて認識を持っているのかどうか。それについて、もしそのチラシがないのであれば、もってきて持っていきますけれども、どうでしょうか。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 ご指摘のチラシというのは番町を守る会さんのホームページのほうにも掲示されていて、協議会の日時、協議会が開催されること、それに対する傍聴者募集というふうなところまで書き込まれて掲示されていたというのは事実でございます。先ほど来ある意見表のほうにも、あたかも主催者が守る会主催のようにちょっと受け取れて、ちょっとそれで参加をちゅうちょされたというご批判のご意見もいただいておりますので、そちらのほうはそういったご意見も受けとめて、次回以降そういう誤解のないように、守る会さんのほうにもお願いをして、ちょっと、改めるところは改めていきたいというふうに考えてございます。

○永田委員 どうしても、慎重論の方たちは危機感を持って、いろんなことを考えていらっしゃるという、そのことの一つのあらわれだとは思いますが、やっぱりどうしてもこう、いろいろ、とる人によっては、そういう反対派の集まり、反対派というか慎重論の

人たちの集まりと捉えるようなものが配られて、実際それで会場の感じを見ると、どうしてもどちらかというと慎重論の方たちのほうが拍手の数とかを含めると多かったというのも聞いています。そうってしまったという、そういうふうに誘導されたというのは、もう多分これは事実として受けとめて、今後の協議会の運営にも反省として反映していかないといけないと思うんです。そこはもう、さっき言ったように、賛否どちらでも、慎重論でもどちらでも構わないとは思いますが、こういうことがあると、もう今後協議会の公正な運営というのがなかなか本当に難しくなってしまうということを、どういうふうに地域の方たちとか、あと参加者あるいは守る会の皆さんというのが、もう少し冷静に協議する場をつくっていただけるかということを考えていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 この協議会、昨年3月から立ち上げて、ほぼ1年近くたつんですけども、おっしゃったように、賛成対反対の人が争っているような前回の見え方もございます。決して事務局としてそういうことを誘導して、どっちが勝ったというふうなことでやっているつもりはなくて、区といたしましては、さまざまな意見をいただいて、それを、多数決をとって、何かどっちに決めるということは考えておらなかったんですけども、ちょっと前回傍聴の方がふえていて、それもそういう募集というチラシも配付されていたように伺っておりますので、それで結果として日テレさんの開発に否定的な方が傍聴されて、おっしゃったように拍手、日テレさんに対する批判のところにも拍手があって、日テレさんにも拍手もあったんですけども、ちょっとそういうところで、ちょっと1年やってきて、なるべく運営に関しては見直すところは見直して進めてきたところではございますけれども、ちょっとさまざま、前回もいろんな考え方の意見をいただいておりますので、そことまた運営のやり方、協議会の形式を含めて考えて、来年度以降のちょっと運営については考えてまいりたいというふうに思っております。

○永田委員 はい。お願いします。いいです。

○林委員長 はい。

木村副委員長。

○木村副委員長 木曜日の午前中にあれだけの方が参加するというのは、私、すごいことだと思うんです。まちづくりにこれだけの人が関心を持ち、足を運び、そして議論に耳を傾ける。これはすごいことだと思うんですよ。だって、まちづくりの主人公は住民なんですから。傍聴者が全然少ないというよりはずっとすばらしいことだと思います。やはりそれだけ関心が高いというのは、日テレさんがとんでもない計画を出してきたと。とんでもないというかびっくりするような計画を出してきたということと決して無関係ではないと思うんですよ。賛成派がいいのか反対派がいいのか、どっちがいいのか悪いのかじゃ全然なくて、それは住民の皆さんが時間をかけてもしっかり議論し合って、それで誰もが納得できるような、そういう将来像を描いていくというその努力の積み重ねが大事なんであって、そこに至るまではいろんな活発な議論が行われるというのは、これは自治の発揚として私は望ましいことだと思うんですよ。それをいかに行政が調整役として求められる役割を果たしていくのかと、こういうことだと思うんです。私は行政の力量が今問われていると思うんですよ、そういった意味では。ですから、市民運動を抑制するようなことがあったら絶対だめだと。主人公なんですから、まちづくりの。いろんな意見をコーディネート

していくのが行政の役割でしょ。その辺の役割分担というのはきちんとわきまえた上で行政はかかわっていかないと、私はまずいと思うんです。その辺の基本的立場について、ちょっと行政の基本的立場を伺っておきたいと思います。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 今回大勢の方が来ていただいて、それも事前に開催についての広報の仕方も事務局としても改善させていただきましたし、その結果のあらわれとして、ちょっと想定外に多くの人に来ていただいたというのは、やっぱり皆さんの関心が高いということでもありますし、運営としても望んでいたことですので、そこはしっかり受けとめつつも、ちょっとそこでまだ改善すべきところとして、お互い争っているような図式になったりとか、そういったところはやっぱり今後のまちづくり、地域の方主体のまちづくりを進めていく上で障害になろうと思っておりますので、そういった部分については、先ほどもご説明しましたけれども、改善を図っていい、よりよい話し合いが進められるようなちょっと場のづくり方にはちょっと改善を図っていかうというふうに思っています。

○林委員長 ほかに委員の方、よろしいですか。いいですかね。

言うのもあれですけども、一つ課題として、協議会の人数がかなり大勢、たくさんおられるんで、副委員長がおっしゃったように、マネジメントできる適正な人数というのはどれぐらいなんだろうというのは真剣にやっぱり考えないと、多ければ多いほど確かにいろんな多様な方に関心は持ってもらえるんでしょうけれども、ご意見いただいて、きれいな形で限られた時間で意見を集約できるのかというものが出てくるんで、協議会のメンバーの数というのを、これはこの日テレの沿道まちづくり協議会だけではなくて、区のさまざまな協議会ですとか住民の意見を聞いていく場面で、何人規模だったら適切なのかと。区議会でも25人ですから、そこはちょっと課題認識として持っていたきたいのと、会場についても、ちょっとやっぱり大き過ぎると、なかなか、いろんな不規則発言も当然出てくるのもあると思いますので、これについても次年度、担当だけではなくて、まちづくり担当部長のほうで全体のさまざまな場面で出てくると——どっちがいいんだろう。何かそんな課題認識だけお答えしていただいて。

どうぞ、まちづくり担当部長。

○大森まちづくり担当部長 今さまざまご意見いただきました。協議会自体の規模ですとか、マネジメントできる規模ですとか、今回会場を大きくして傍聴者を多くしたんですが、そのそういったものの適正な規模ですとか、そういったものも含めて、ちょっとさまざまに検討していきたいと思います。

○木村副委員長 委員長、いいですか。

○林委員長 木村副委員長。

○木村副委員長 解釈はいろいろあるんですよ。あれだけの参加があって、すごかったと。だって、まちづくりにあれだけの方が関心を示すというのはすごいことだと思うんですよ。もちろんこれが東京ドームとか、そんなところでは、これはみんな来られないから、一定の適正規模というものはあるでしょう。しかし、今は少なくとも行政が制限をするという形に見られたら、私は建設的な議論が前に進まないと思いますよ。もし行政が制限をする形になったら。だからその辺は協議会のメンバー、そしてやっぱり関係者がきちんと納得できるようなやっぱり土俵づくり、これは非常に留意して当たっていただきたいというふう

に思います。いかがでしょう。

○大森まちづくり担当部長 先ほど来担当課長のほうからも申しておりますが、この協議会始まってから、さまざまに事務局としても改善してきたという自負はございます。

○木村副委員長 そうですね。それはわかります。

○大森まちづくり担当部長 決して逃げることなく正面から受けとめて、よりよい地域のまちづくりの議論をするために、よりよくするために、足りないところはいっぱいあると思うんですが、精いっぱいやってきたつもりです。

○木村副委員長 それはそうだと承知しています。

○大森まちづくり担当部長 そういった中で、今回制限を設けずにやったんですが、いろいろご指摘を受けたように、一方ではちょっとうまく回せなかった部分もあるのかもしれない。そこら辺もしっかりと検討して考えていきたいというふうに思います。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 いろいろ、試行錯誤の中でやったことだと思います。あと、以前、議会、委員会のところでも話がありましたとおり、議論をしたり意見を言うというところの規模というのが7人から8人ぐらいだという話があった。で、今回はどういうふうな目的なのかといったときに、さまざまな意見をただ一応意見として集約するというんであれば多くても構わないだろうけれども、今言った規模のあり方、で、その規模のあり方だとか、ある程度キャッチボールするために意見を集約する少人数のあり方というものを、いろいろな会議体の人数、形ということを僕は委員長が言っていると思いますので、工夫して。

で、あと一つは、やっぱり先ほど僕はすばらしいと思います、こんな110人も来たことは。でも、ただ、一番心配なことは、そのことによってまち場が割れるということに関しては非常に危惧するところなので、意見の違いをお互いに認め合う場になったということと捉えているんですけども、それが対立軸になるということに関しては厳しいことになるので、このまちづくりということをみんなが共有しながらいい方向に、溝をつくらないという形をやはり行政のほうとしては丁寧にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○嶋崎委員 委員長、関連でいい。

○林委員長 嶋崎委員。

○嶋崎委員 今、はやお委員がお話をしましたけれども、やっぱり協議会の方たちもきちっと受けるような形になったわけじゃないですか。それでさっき委員長が適正な規模というふうなお話もされていたけれども、主人公としてはこの協議会の方が主役であって、そこに、周りの方も大勢いろんな興味を持っている方もいるわけだから、その調整役も含めて、協議会でよく役所とやりとりをしながら、今後の中であわせて今の話も含めて決めていっていただくのが一番いいんだろうというふうに思っていますので、試行錯誤はもちろんしながらですけども、ご努力も認めますけれども、あわせてそこら辺もご検討いただければありがたいと思います。

○大森まちづくり担当部長 今、はやお委員と嶋崎委員から頂戴いたしました意見を十分に踏まえて、検討、調整してまいりたいというふうに思います。

○林委員長 はい。

ほかによろしいですか。

それでは、5分ほど休憩いたします。

午後3時09分休憩

午後3時15分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

政策経営部の報告事項に入ります。

（1）建築基準法の改正に伴う手数料の制定について報告をお願いいたします。

○中田財政課長 それでは、政策経営部資料1をごらんください。こちらは第1回定例会におきまして議案として提出ができますように準備をしている案件になります。本日は情報提供ということでご説明をいたします。

まず、項目の1、手数料の制定の理由及び内容になります。

建築基準法の一部が改正されまして、4点の理由から変更がございます。

まず1点目、こちらは用途規制の適用除外にかかわる手続の合理化がございます。

2点目、市街地の安全性の向上を図るため、前面道路に壁面線を指定した場合等の建蔽率の緩和がございます。

そして3点目、既存建築物の活用を目的に、用途変更にかかわる際の段階的、計画的な改修を可能とする全体計画認定制度の導入がございます。

そして4点目ということで、既存建築物の用途を変更して、一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和がございます。

こちらの法改正に伴いまして、区におきましても、新たに手数料条例を設定するという必要がございます。

（1）と（2）につきましても、用途規制の適用除外に関するもの。（3）は前面道路の壁面線に関するもの。（4）と（5）、こちらは用途変更にかかわる全体計画の導入に関するもの。（6）と（7）、こちらは一時的な他の用途への変更に伴う制限の緩和となります。

なお、今回の建築基準法の一部改正に伴いまして、全国の自治体で手数料の設定が必要となりまして、東京都また特別区におきましても同様の手続をとるということとなります。

手数料の単価につきましても、こちら東京都や他の特別区と同額ということで考えております。

施行の予定日、2でございますが、こちら建築基準法の一部を改正する法律の施行の日、平成30年の6月27日となりますが、こちらから起算して1年を超えない範囲において政令で定める日を予定しているということでございます。

説明は以上になります。

○林委員長 はい。ご報告が終わりました。本件につきましても、予定されております第1回定例会の提出予定案件ですので、委員のほうから審査に当たりまして必要な資料要求等があればお願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

それでは、次、二つ目の旧区立外神田住宅について報告をお願いいたします。

○加島施設経営課長 旧区立外神田住宅につきましても、政策経営部資料2においてご報告をさせていただきます。

まず、本日の報告の趣旨でございますけれども、区立外神田住宅の1・2階の民間権利者の方々の権利、財産を区が取得していきたいというような報告でございます。

では、1の敷地・建物概要でございます。所在地、外神田三丁目4-1。敷地面積は645.83平米。建物の延べ床面積が2,341.196平米、これはもちろん区有地でございます。すみません、敷地が区有地ですね。それで構造が1・2階がSRC造、上がRC造の地上7階・地下1階。竣工日が昭和46年の3月で、築47年経過しているという建物でございます。

2番の経緯及び現況でございますけれども、旧区立外神田住宅に関しましては、昭和46年の建設の当時時点で、その予定の敷地の中に民間の18の地権者の方に区が土地を貸し付けて、そこで建物が建っていたというところがございます。で、そういったことから、区有地を、また借地、お貸しして1・2階部分を区分所有建物、民間の方が権利を所有する住宅、事務所、店舗等です、とし、3階～7階を区立住宅とする共同建築として整備をされました。

現在、築後47年を迎えておまして、老朽化が著しく、耐震性にも問題があります。緊急輸送道路に面するため、大地震発生時において被害が懸念される状況でございます。区立住宅に関しましては、29年3月までに全て転居しておまして、その年の6月に千代田区立の住宅条例は廃止をされております。そのような中、1・2階部分の区分所有者においては、現在も居住や業務活動を続けているというような状況でございます。

3番目の今後の方針でございますけれども、先ほど申し上げたように、老朽化や耐震性の問題、これを解決するためには、解体するか耐震改修等の大規模改修を行う必要がございます。区は現状の建物を、住宅の用途になっておりますので、それは再活用しないということですので、解体することで問題を解消する必要があるのかなど。また、当該敷地における今後の利活用方法、これは定まっておられませんけれども、現状と同じく区有地を貸し付けて、18の地権者の方々と整備する共同建替事業というのは考えておりません。したがって、早急に本建物を解体しまして、問題を解消するために区分所有者の借地権を生産し、区が権利を取得することが必要であるというふうを考えております。

裏面をごらんください。平成29年度に権利者の方々の意向調査を実施しております。18の権利者の方がいまして、使用の形態としては、自己使用、賃貸使用という形、空き家も1件ございます。意向の状況としては、売却をしたいという方が3件、条件次第で売却というのは12件、継続の所有希望が3件ございました。

この、先ほど申し上げたように権利を買収するところなんですけれども、5番に記載しております権利の買収につきましては、借地権、建物――区分所有ですね、それと移転補償、営業補償、こういったものが必要になってくるというふうになっております。借地権だとか建物に関しましては鑑定評価を行うという形になります。また、補償に関しましては、国土交通省の用地対策連絡協議会、これの作成した基準を元に東京都の補償基準がございますので、それを参考にして区の補償基準を設けております。

今後の取り組みについてでございますけれども、権利者説明会を次週行うことにしております。また、参加されない方にはもちろん個別にご説明をさせていただくという形になります。その後なんですけれども、②から⑤に書いてありますように、算定業務、売買交渉、合意形成、売買契約という形なんですけれども、算定業務に関しましても、権利者の

方の同意が必要、なければこれはできませんので、まずは同意を得て行っていくという形になっていくというふうに考えております。

7番、業務なんですけれども、こういう専門的な業務に関しましては、我々区の職員ではちょっと難しい、できないという形になりますので、今回の業務に関しましては委託を考えております。今回の受託者には、権利状況の整理だとか現況調査の算定、資産の評価、損失補償の算定、資産買収に至った場合の買収交渉ですね。契約の手續の支援、これは区のほうへの支援ですけれども、それと移転先の斡旋業務、これらの業務を全て行えることを求めています。そういった業務を行える委託先として、財団法人首都圏不燃建築公社でございます。

選定の理由としましては、ここに書かせていただいているとおり、昭和36年に1都3県の住宅供給公社が出資した、建設大臣の認可を経て設立した公益財団法人として設立をされております。同潤会アパートの建替えだとかを初め、行政が行う施策の支援実績が多数であり、先ほど述べました業務を全て履行できるというふうに考えております。主な実績として5件ほど、各区、特別区の業務を行っているということで、こちらのところに業務委託をしたいというふうに考えております。きょうのこのご報告をきっかけとして、来週その権利者の説明会を個別に行って、業務を進めていきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○林委員長 はい。報告が終わりました。委員の方、何かございますか。ある。ありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

それでは、次に（3）（仮称）区立麴町仮住宅の地下鉄連絡通路について、報告をお願いいたします。

○加島施設経営課長 前回12月20日の当委員会で、（仮称）区立麴町仮住宅の地下鉄連絡通路につきまして、都市基盤整備特別委員会にてご審議をいただいております。次の特別委員会開催後に当委員会に報告する旨説明をさせていただいております。1月30日に都市基盤整備特別委員会が開催されましたので、その際に提出いたしました資料を当委員会にもお示しし、ご説明をさせていただきます。

政策経営部の資料3をごらんください。この資料は、特別委員会での（仮称）区立麴町仮住宅の論点、課題の一つでございます。現計画による総費用と変更による増加分に費用及び内訳についてご説明させていただくために用意した資料でございます。地下鉄連絡通路を設けるために、どのような工事を行う必要があるか。それを行うための工事スケジュールの変更、その工事の増額予定金額についてが主な内容でございます。

まず1ページ目でございますが、左側の図が当初予定の建物です。その建物に東京メトロ永田町駅に通じる連絡通路を設けるためには、一番右の図になりますけれども、点線で示している貝坂通りの地下を經由して、仮住宅前で直角に折れ曲がり、仮住宅の敷地に入ってから、地下10メートルから地上まで昇降する必要があります。仮住宅の敷地の道路際の地面に近いところは、仮住宅の設備等の引き込みが密集していることや、仮住宅の柱の位置関係などから、真ん中の図に示しているように、階段とエレベーターの設置は東

側に配置することとなります。

次に2ページ目をご覧ください。左側の図は地下なしの当初予定です。青い丸の位置に山留壁を設置し、地下3メートルまで掘り進めていく予定でございました。右側の図をご覧ください。一番上の平面図の赤い丸は、地下通路を設けるために新たに必要な山留壁となります。黄色い部分は、新たにこの部分の既存建物を壊しながら、深いところで約10メートルまで掘削するという形でございます。

右側の真ん中にある断面図でございますが、当初は山留壁設置工事と並行して、地上からCD機という機械、写真も載せておりますけど、その機械で、既存建物の躯体及び基礎まで、そこまで含めて地上から壊すことで作業を進めておりました。しかしながら、既存建物の基礎が強固で、地上から無理やり作業を行うと近隣への影響が大きいことが判明したため、方法を変えて、一番下の図に示したように、地上からは既存建物の柱部分までを解体しまして、既存建物の基礎については、山留壁を設置した後に掘りながら、地下に別の重機を入れて解体することとしました。これにより、昨年10月4日の特別委員会で報告した工期延長の8カ月ではなく、工期延長は11カ月の延長が必要になった次第でございます。

3ページ目をご覧ください。下の段が地下鉄連絡通路の工事を含めた工事工程になります。ことしの2月からをoranいただくたいんですけれども、約3カ月の基礎解体の工程を新たに見込む必要が生じまして、この部分の3カ月間がふえて、トータルで11カ月の工期延長が必要な状況となりました。

続いて4ページ目をご覧ください。真ん中ほどに記載しておりますが、仮住宅の工事関連はちょうどオリンピックに竣工となります。上段のほうに四番町公共施設整備のスケジュールがありますが、先ほどの3カ月については、全体工期に3カ月が影響があると予想しておりまして、平成36年度の――特別委員会でもご説明しましたけれども、ハッファ部分、こちらのところにかかるというような状況となっております。

また、スケジュール表の仮住宅の部分に記載しておりますが、連絡通路の工事に関しましては、次の定例会で補正予算を計上する準備を進めております。そのご議決をいただきたいというふうに考えておりました、その後、引き続き工事契約変更の議案を提出させていただきます、ご審議をいただきたい、ご議決を賜ればというふうに考えております。

最後に5ページをご覧ください。工事の金額になります。増額部分についてご説明させていただきます。

まず、建築工事ですが、地下階の解体、既存杭の解体、地下階設置に伴う山留壁、地下躯体、基礎躯体、工期延長に伴う仮設費や諸経費などで約5億1,840万円というふうになります。同様に、電気設備工事は、増額の要素として、動力、電灯、自動火災報知設備等、工期延長に伴う仮設費や諸経費で、約2,470万円となります。給排水・空調設備工事は、増額の要素として、排水・消火設備等、工期延長に伴う仮設費や諸経費で、約3,260万円というふうになります。上記工事の増額合計が約5億7,570万円というふうになります。この約5億7,000万円と管理委託の経費を合わせた額を増額し、先ほど申し上げましたように、次の定例会で補正予算として計上する準備を進めております。ご議決をいただければと考えておりました、その後、引き続き工事契約変更の議案を提出させていただきます、ご審議いただきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○林委員長 はい。委員の方、何かございますか。よろしい。ある。

小枝委員。

○小枝委員 特別委員会のほうは、あらかじめ傍聴しておりましたけれども、どうしてもこの不思議に思うというか、理解できないところがあるので、いいですか。質疑をしていいんですよね。平成28年8月24日に区長宛ての申し入れというのがあったという報告が以前にありました。そこには、区立麴町仮住宅新築工事に合わせて新出口を新設すると、お力添えをお願いしますと書いてあるんです。平成28年のこの8月24日の文書というのは、どこの部局が受けて、どういうお答えになっていたんでしょうか。

○林委員長 すぐわかりますか。これまでの経過確認なので。大丈夫。

住宅課長。

○平岡住宅課長 今、小枝委員から、28年とおっしゃっていらっしゃいましたが、29年8月24日でございます。地元の町会から区長宛てのご要望書ということで、受理をされたというようなものでございます。その内容につきまして、区長室のほうから私ども住宅担当のほうに情報が参って、その内容につきまして、私どものほうで承っているというようなところでございます。

○林委員長 地元って、特別委員会のほうで町会名も言っていますよね。はっきりと。これまでの確認ですので、どうぞ……

○平岡住宅課長 はい、承知しました。地元の町会というのは、地元の平河町二丁目町会様、これから区長宛てというような形で要望書を承ったというようなことでございます。その要望書を住宅課としても頂戴をしております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 この文書は正式に区として収受をされたものですよ。収受印等が押されたものですよ。

○平岡住宅課長 文書としてといいますか、体裁が、印をつけてというような形ではございませんので、区長室のほうで受理をされまして、私どものほうに回送されたというようなものでございます。収受印が打ってあるというようなものではございませんが、この日に受領したということは間違いがございません。

○小枝委員 なぜ公式に収受印をとらないんですか。公式の文書として受けとめたときには収受印を押し、そして番号を振るんですよ。で、公式に文書をお渡しするときには発番を出すんですよ。これは、そうすると、公式の受理はされていないんですか。

○平岡住宅課長 公式の受理はされていない、公文書の扱いをしていないということではなしに、区としてご要望書を承ったというようなことで、お預かりをしたものというふうに私どもは理解しております。ですので、この文書に対して優劣があるというようなことではなしに、町会からのご要望をいただいたというようなことで、私どものほうも真摯に承ったというようなものでございます。

○小枝委員 えっ。別に、責めているわけではないんです。余り普通でない扱いをしているので、なぜ正式な受理をされなかったのかなというところがわかれば、それに対してどう答えたかとか、どこが扱っているかということが公式のルートに乗ってくるんだけど、番号のない文書は、公式のルートに乗っていないから、誰かのファイルに挟み込んで

やっていて、もらったことも忘れちゃって、あたふたしたというようなイメージを持ってしまふんですよ。普通は公務員の仕事としては、受け取りました、何月何日何番とやるんですよ。何でそんなさならなかったんですか。裏なんですか、これ。

○平岡住宅課長 委員長、住宅課長。

○林委員長 いやいや、住宅課長じゃなくて、区長室で受けたんですよ。で、住宅課に回ってきたという答弁で言ってしまいますから、区長室のほうはというのを正確に言っていただければ。記憶にない。わからない。

○小枝委員 こういうことがあるんですか、普通。よく。

○林委員長 休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時44分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

政策経営部長。

○清水政策経営部長 休憩前にご指摘を賜りました。ご要望書の件も含めまして、さきの特別委員会においても、また、それ以前の特別委員会、都市基盤整備特別委員会においても、るるご議論をいただき、また大変厳しいご指摘をいただいているところでございます。

先ほど施設経営課長からご報告を申し上げましたとおり、この先、補正予算を計上し、ご議決を賜り、契約変更の手続きを進めてまいりたいと、執行機関としては思っているところでございますので、さまざまにご指摘をいただきました件、整理をして、きちんとした形で、ご理解賜るように早急に整えてまいりたいと思っております。よろしく願いをします。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 私のほうは、その、平成28年、29年の流れというのが非常に重要だったなというふうに、過去の資料をめぐってみると思うので伺っているんですけども、もう一つ、平成28年の10月に補正予算ということで解体工事と設計費というのが組まれたと思うんですけども、そのほぼ同時期の10月19日に早期周知説明会というのがあったんですけども、その議事録というか概略の中にも、森ビルができてから出入り口が大変なことになっているということ、その、どう答えたかが載ってなくて、意見だけが出ているんですけども、要望、これはまさに平岡課長――あ、名前はなしにね、住宅課長がお答えをされていると思うんですけども、ここの平成28年10月に複数名の住民から求められ、平成29年にも文書で提出をされということで、後でびっくりする話でもなくて、ずっとこう、求められているんですよ。どう答えたんだろうというのが一つは気になるのと、設計の日程。設計というのは、いつからいつまで設計を手がけていたんだろうかと。まさに設計の最中もしくは設計の前からこういう意見は出ていたわけですから、そのときに、ああ、出ているけど、まあなかったことにしようというふうに思ったのか、いや、重大な案件だから時間をかけて考えようとしたのか、それは議事録とかが出ればわかると思うんですけど、一体どういうこの日程感だったのかなというのが、ちょっとここは、後で設計が固まった後にやるような日程になっていないのでね、そこは聞いておきたいんです。

○平岡住宅課長 今、小枝委員からご指摘賜りました28年10月19日、早期周知条例

に基づく建築計画の説明会で、参加者からのご意見で、建物がふえ、地下鉄の出入り口が非常に混雑する。出入り口を新設してもらえないかというご意見は確かにございました。その中で、例えばこの出入り口につきまして、何か具体的なことをご回答したというようなことはございませんでした。ただし、具体的なご回答をしなかったからといって、ご意見があったことを握り潰したとか、そういうことはございません。そういったご意見もありまして、今後引き続き検討するものであるというような認識のもとで、ご意見を賜ったというようなものでございます。その後、町会様からご要望等もございましたことと、あとそれから、地域の方によります利用検討協議会でも同じようにご要望書をいただいたというようなこと、こういったことから、この時期にご検討を徐々に進めさせていただいたというようなこともございましたことは事実でございます。

○加島施設経営課長 設計がいつまでだったのかというご質問でございます。28年度いっぱいでは実施設計でしたので、28年度の実施設計の中には、その地下の連絡通路を検討して、そこに入れたという設計はしてございません。

○小枝委員 わかりました。平成28年度いっぱいということは、29年3月にかけて設計をつくっていたという状況ですから、そこをここで詰め切ることができませんが、そのときに、もう一件、何だっけ、今、さっき変わった表現をしたんだけど、潰してないよというのであれば、じゃあ、そこでどうしましょうかと、今まさに設計中なんだから、どうしましょうかという議論がされたり、メトロさんと少し当たったりしたのか。その辺も、特別委員会のやりとりをなぞってみても、そこは見えてこないの、質問の中にはその経緯・経過を示してくださいよというのは出ていますから、恐らく示されるんだというふうに思っていますが、設計、こういう過程でこのことがしっかりと協議されていけば、全部フィックスされて、後からということにはならなかったと思うので、それはどういうふうに協議されたのかは、わかるようにしていただければというふうには思います。

○加島施設経営課長 正直、協議されて、その28年度の段階で決定ということであれば、もちろん図面のほうに反映はできたんだろうと。さきの特別委員会でも私のほうから、その時点で設計がなっていれば、これほど皆様にご迷惑をおかけしなかったかなといったような、おかけしませんでしたというようなご答弁もさせていただいております。端的に申し上げますと、28年度いっぱいで行った実施設計に関しまして、地下鉄の連絡通路をここに、その中に入れるという協議だとか設計の検討というのは、していなかったというところでございます。

○小枝委員 だとすれば、やらないという判断を、いつ、どんなふうに、こういう住民側の意思が出ているわけですから、判断されたのかというのは、これもまた、今じゃなくてもいいですけど、知っておかねばならないところかなというふうに思います。どんな会議体で、どうこのことを議論したのかということですね。わかりますか。

○加島施設経営課長 どこまでちょっと表現ができるかはわからないんですけども、先ほどのあの意思形成過程の中の表の中に、そこら辺も含めて、書き込めるかどうかというのはちょっとあるんですけど、またご説明できればなというふうに考えております。

○小枝委員 そうですね。協議したけれども、何らかの理由で無理だよねというふうに判断したのか、このタイミングでこういうのを来られたら困るよねという、どういうふうなことだったのかわかるようにしていただきたい。もう28年、29年にこの出入り口をと

というのは、結構複数回出てくるので、その経過というのは非常に、興味というか疑問を、はっきり言うと持ちました。

それからもう一つが、この平河町のこのエリアは縄文の遺跡が出ているところだというふうに思います。人骨や貝塚とか、そういうものが出ているわけですがけれども、その、これは埋蔵文化財。埋蔵文化財というのは、1回出たところの隣地というのは、周知の埋蔵文化財という取り扱いで、必ず調査をかけなければならないという対象になっているんですけど、その辺はどういう、この間の報告の中に記述が見られませんでしたけれども、どういう扱いになっているんでしょうか。

○林委員長 ちょっと、文化財の案件についても、大丈夫なの、言って。（発言する者あり）大丈夫。休憩とる。休憩しましょうか。休憩……

午後3時53分休憩

午後3時58分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

施設経営課長。

○加島施設経営課長 すみません。大変お時間をいただき、申しわけございませんでした。

今、小枝委員の文化財の試掘に関してでございますけれども、先ほどご説明した資料の2ページ目をごらんいただきたいんですけども、その一番上の赤い点線で囲まれた左側の部分、貝坂通り側の部分でございます。既にここに關しましては、図書文化の所管の担当課と、ここの部分で試掘をするという協議をしておりますので、先ほどの時系列のところに、そういった部分も含めて、またご報告させていただきたいというふうに考えております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 果たしてこのことを決めたときに、そういうことを正直わかって決めたのかなというのも思ったわけなんです。私はかなり議案質疑のときに、延期、工期が、そんな、一日を争うような言い方をしていたので、そんなことを言っても、ということをやっていたものですから、そのときに私は同じことを、文化財のことを言ったんですよ。そうしたら、いやあ、そんな、メトロがどうこうで、もしかしたら、というような言い方で、とにかく正面から答えてくれなかった事項なので、実は知らなかったのかなと正直思ったんですけど、まあ、いいです。今それは、答弁しなくてもいいですから、経緯・経過の中に、いつ担当とやりとりをしているかはわかるように、それからどういう遺跡が出て、何年にどういう遺跡が出て、それはどういう取り扱いになっているのかということは、資料としてはわかるようにしていただけたほうがいいかと思います。

それから、平成30年3月12日に指示書というのが出ています。で、監査報告書によると、区有施設担当課長発出の指示書ということですので、課長だと思んですけども、ところが、委員会の資料に出されているのは、7月20日、契約変更会議というふうになっていて、（発言する者あり）その辺の、それこそ意思形成過程がわからないんですね。つまり、この3月12日に区としては意思決定をして、対外的な請負者であるナカノフドー・廣野建設に指示を出しているということですので、この事後的に契約変更会議というのも、行政の手順・手続としてはおかしいなというふうに思うんです。普通は契約変更を決めてから指示を出すんじゃないかと。この辺が、特別委員会のやりとりが、ちょっとこ

う、整合性がうまく合っていないなということで、これも今答えてもらうのか、わかるようにその辺の整理をしていただくのかはご判断で結構ですが、いかがでしょうか。

○加島施設経営課長 ここで答弁できるところもあるんですけど、全体的に整理させていただいて、ご報告させていただきたいなというふうに思っております。

○小枝委員 最後。それと、金額的な問題なんですけれども、出入り口にかかわる費用というのがきょうここに示されておりますが、結局それにかかわる維持費、維持メンテナンス、日常清掃経費とか、あとは貝坂通りの下の通路の実現可能性の担保であるとか、そういうところの見通しも立たないといけないのかなというふうに思うんですけども、結局これで、これ以外にはもう、かからないんですか。あるいはまだかかる可能性があるんですか。そこは答えてください。

○林委員長 これは金額の話で、別にとめるつもりはないんですけども、補正予算——えっ、出ているからいいの。

では、住宅課長。

○平岡住宅課長 今、小枝委員からご指摘賜りました点でございます。こちらは特別委員会でもお話をさせていただいたこともございますが、今現在、その維持管理経費でありますとか、そういった部分について、東京メトロさんとのご協議が必要な部分でございます。なかなかその部分については結果がまだお示しできていないというようなところで、今現在、協議を進めなければならぬ点というふうに私どものほうも認識しております。そちらの内容につきまして、詳細は内容が決まってから、しっかりとご報告させていただくようなことが必要なというふうに考えておりますので、今この場で、金額が幾らかというようなことについて、お答えができるようなものは今のところはないというふうなところで、ご理解を賜ればというふうに思います。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 参考に伺いたいんですけども、シロールに行くエレベーターだけのあの通路は、誰が清掃、というか誰が維持管理費を払っているんですか。

○林委員長 区の施設に入っているやつですよ。

景観・都市計画課長。

○印出井景観・都市計画課長 景観・都市計画課が所管する中で、環境まちづくり部のほうで事務を執行しています。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 先の幾らかかかるか誰が管理するかが未定であるという、ご理解いただきたいという話だったと思いますが、何パターンかあると思うんですね。それはやっぱりどういう想定が考えられるのか。通常だったら、そんな、幾らかかかるかわからないけれども、とりあえずここまでというようなお話には、議会としてはならないと思うんですけども、可能な限りイメージできるパターンを出していただくということは、していただきたいと思っております。

○林委員長 休憩いたします。

午後4時05分休憩

午後4時06分再開

○林委員長 再開いたします。

政策経営部長。

○清水政策経営部長 さまざまにご指摘を賜りました。わかりやすい形でご説明できるように準備を進めてまいりたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○林委員長 はい。

続いて、はやお委員。

○はやお委員 あくまでもこの報告案件という視点、そしてまた、今回、補正ということで、上程予定ということ。という、また、それで我々のところに契約関係で来るということで、これがちょっとしがらみになっちゃっていますので、あえて独立性のところから、この報告案件をいただいて、こういう視点での確認を今後進めたいということと言えます。

まず、先ほどの意思決定過程をはっきりとさせていただきたい。それは文化財含めて、そしてあと、ずっと常々言っていました、この環境アセスメントのあり方だと思っているんです。つまり、そここのところの大規模な開発があった場合、環境アセスメントでは問題ないということに進んできたからこそ、あそこが満杯になっても何ら問題ないということを進めていたんだろう。よくこの環境アセスメントについては、複数的な視点で多角的にやるべきだと、学者によっては違うんだということですので、この辺を含めてどのような環境アセスメントの経緯・経過があったのかということも入れていただきたい。そして、この変更に伴うということになると、いろいろ相互するんですけども、これは特別委員会でもありましたとおり、仮住宅の機能、バリアフリーを含めて、どういう、これをやることによって、何を損して、つまりプロコンと言っているんですけど、メリット、デメリットが何だったかということをはっきりとしたいということが2点目ですね。

そして、今後の交渉のあり方というのはどうなんだろう。それは先ほどのアセスメントの話も出てくるだろうと思いますけど、今後の交渉のあり方が、5億ありきというところからすると、これはなかなか厳しいだろう。でも、そうはいいいながらも、そうだ、こういうことで、一応5億については我々が払う、区の税金で払うべきだというところの整理になる、納得する、そういう資料。いやいや、もう交渉については、もう本当にゼロベースだとなるような、この辺のところのところがしっかりとわかるものを提供いただいて、さまざまな観点での検討をしたいと思います。

○清水政策経営部長 3点、4点とご指摘を賜りました。いずれも先ほどのさまざまな委員からのご指摘とあわせて整理をして、準備をしてまいります。

○林委員長 ほかに、委員の方、何かございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

それでは、4点目の職員定数の見直しについて、報告をお願いいたします。

○大谷人事課長 政策経営部資料4に基づき、職員定数の見直しについてご説明いたします。本件は第1回定例会に条例改正案を提出予定でございますので、本日はその情報提供でございます。

1点目、見直しの背景でございます。法改正や区独自事業の新規拡充、人口増などによって今後おおむね5年間に想定される業務量の増から、これに見合う職員数を勘案すると現行の定数では不足することが見込まれてございます。また、定数に算入されるフルタイム再任用の増や、育児休業、病気休職、介護休暇などによって職員が長期に休養数する場

合の重複配置など様々な要因に対応する必要があります。

2点目、見直しの趣旨でございます。見直しの背景を受け、今後おおむね5年間に想定される業務量の増などに対応するため、区の全庁的な職員数の上限である条例定数の見直しを行いたいと存じます。

見直しの内容でございます。現行の職員定数1,080人を1,320人とし、各部局の内訳の見直しを行ってまいります。

実施時期でございます。平成31年4月1日を予定してございます。

改正を予定する条例は、千代田区職員定数条例でございます。

説明は以上です。

○林委員長 はい。報告が終わりました。本件につきましても、予定されている第1回定例会の定数予定案件でございますので、委員のほうから、審査に当たりまして必要な資料要求等があればお願いいたします。

○はやお委員 これは、ずっと言っていましたように、業務量がどのくらい出てくるのか。そのこのファクターとして、人口が増加する、さまざまな外的要因を業務量がふえていく、そこを官と民の割合をどうしていくの、そして、その官と民のところをやりながら、人というものはどういうふうに配置していくのか、教育をどうやってやっていくのかということところがわかるように、この1,320という数字についての妥当性というか、ああ、そうだねと。で、何か言うとな、この1,320を少なくしろととられても困るし、いや、逆に言うところについて、これだけ急に、よく首長がオーケーしたなと思って。何かな。

○林委員長 マジックだ。

○はやお委員 何マジックなのかよくわからないですけどね、1,320だって、どこから出てくるのか、逆に、多過ぎると言っているわけじゃないですよ。多くても少なくても、そこについての妥当性。この人件費というのは大きな直接経費ですから、これの、やっぱり、我々は十分に、キャップだとは言いながらも、はっきりわかるようなものを要求、資料を出していただきたい。

当然のごとく、この1,320ということに、キャップだとは言いながらも、複数年的、中期的な視点に立っての数字も出ているでしょう。どういうふうに上がっていくのかという、その1,320に達するに当たっての推移というのがどういうふうに考えているのか。その辺の妥当性とかというものをしっかりと教えていただかないと、1,320ですと言っておきながら、ずっと1,100ぐらいで動いていて、ふやせなかったというわけにもいかないから、ここは、そこが、逆に言うと計画とお金と、そういうものを全て総合的に判断していかなくちゃいけないというところですので、わかる資料を要求いたします。

（発言する者あり）

○大谷人事課長 今、職員定数の算出方法であるとか、その考え方についてのわかる資料をというご要求でございました。ちょっとどういった資料がわかりやすいのかというところ、ちょっと調整させていただいた上で、ご用意できたらと存じます。

○林委員長 はい。

ほかに、委員の方、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

それでは、5点目の職員の勤務時間制度の見直しについて、報告をお願いいたします。
○大谷人事課長 政策経営部資料5に基づき、職員の勤務時間制度の見直しについてご説明いたします。本件も第1回定例会に条例改正案を提出予定でございますので、その情報提供でございます。

見直しの背景でございます。平成31年4月、働き方を推進するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる働き方改革関連法でございます。こちらが施行されることにより、労働者の労働時間の規制が変更されてまいります。千代田区の職員の勤務条件については、この法の規定の内容と均衡を図るために見直しを考えております。併せて、育児又は介護をする職員のほか配慮が必要と認められる職員についても、早出遅出勤務ができるようにするというものでございます。

見直しの内容は2点ございます。

一つ目でございます。（1）超過勤務命令についての上限時間の設定でございます。下の表をごらんください。まず区分、職員についてでございます。上限時間は1箇月について45時間かつ1年について360時間、こちらが上限時間となります。2列目のほうをごらんいただきますと、他律的な業務の比重の高い職場に勤務する職員、こちらについては、1箇月について100時間かつ1年について720時間でございます。この他律的な業務の比重の高い職場でございますが、業務量や業務処理の時期が、担当課の判断を超えて外部的要因などにより超勤をせざるを得ない、そういったものの高い業務になります。こちら、例えば条例等の協議でございますとか、議会関連でございますとか、予算折衝、人事調整などがございます。そのほか、法で定められていて区の裁量の余地のない業務というところになります。こちらが1箇月について100時間かつ1年について720時間上限時間というふうになってまいります。特例でございます。公務の運営上、真にやむを得ない業務として、①大規模な災害への対応、②重要な条例、規則の立案、その他の任命権者が認める業務に従事させる場合に限り、超過勤務の上限を規制しないというところでございます。

二つ目の見直し内容でございます。（2）の早出遅出勤務ができる職員の範囲の拡大でございます。現在、育児休業であるとか介護休暇を取得している職員には、早出遅出勤務ができる規定がございます。これと同様に、配慮の必要が認められる職員として、障害を有する方についても早出遅出勤務ができるようにするものでございます。

実施時期でございます。こちらも平成31年4月1日をもちまして実施したいと考えております。

改正を予定する条例でございます。職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例でございます。

説明は以上です。

○林委員長 はい。報告が終わりました。本件も第1回定例会の提出予定案件でございますので、委員のほうから、審査に当たりまして必要な資料要求等があればお願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

それでは、次に6点目の職員の結核休養制度の廃止について、報告をお願いいたします。

○大谷人事課長 政策経営部資料6に基づき、職員の結核休養制度の廃止についてご説明いたします。本件は第1回定例会に条例廃止案を提出予定でございますので、その情報提供でございます。

まず1点目、結核休養制度の概要でございます。結核休養制度の制定の背景といたしましては、結核休養に関する条例が制定された昭和29年当時は、有効な投薬治療法が開発されておらず、結核の治療には長期間の療養が必要であったことから、他の疾病とは別の制度構築が求められたというところで、この制度が制定されたところでございます。

この結核休養制度の中身でございますが、この結核休養に関する条例に基づく結核休養制度というのは、この下の表にございますとおり、結核性疾患に關しましては、これ、勤続年数によっても多少変わってまいりますので、勤続10年以上の者のところを表記させていただいております。普通休養期間が3年、プラス特別休養期間が6月、特別休養期間として延長分が6月で、総体で4年での結核休養が認められるというものでございます。給与の支給につきましては、普通休養期間については100分の100の支給、特別休養期間については100分の50の支給となっております。

下のところに、結核性疾患以外の病気休暇であるとか病気休職の記載をしております。結核性疾患以外のものにつきましては、病気休暇が90日、プラス病気休職期間として3年の期間がございます。病気休暇についての給与支給は100分の100、病気休職に対しての給与の支給は100分の80となっているところでございます。

(3)に結核性疾患の対象となる疾病というところで、病気、疾患名を記載してございますので、こちらは参考までにごらんください。

裏面のほうにお移りください。結核休養制度の廃止の理由でございます。こちらは、抗結核薬も開発されて、定期健康診断も定着し、早期疾患、早期治療が可能な疾病へ変化したということが最大の理由でございます。

その一つ目として、(1)結核罹患率の低下でございます。昭和30年には人口10万対579.6、結核の罹患率がございました。平成28年は13.9と、約42分の1まで罹患率のほうが増減してございます。

(2)平均在院日数の低下でございます。入院の期間の平均は昭和30年では383日、1年以上にもわたる入院期間が必要でございましたが、平成28年には66.3日と6分の1まで減少してございます。

(3)結核予防法の廃止でございます。また、結核固有の対策が求められた結核予防法につきましては、平成19年3月31日をもって廃止となり、結核は感染症予防法に統合され、他の感染症と同様の扱いに見直されているというところでございます。

(4)他団体の動向でございます。国、東京都その他地方公共団体においても結核休養制度の見直しが行われているところでございます。これらの理由により、現在の結核性疾患に対しては、現行の病気休暇制度または病気休職制度の範囲内で十分に対応できることから、これを廃止することのご提案でございます。

実施時期も31年3月31日、廃止する条例につきましては、職員の結核休養に関する条例でございます。

説明は以上です。

○林委員長 はい。報告が終わりました。こちらにつきましても第1回定例会の提出予定

案件でございますので、委員のほうから、審査に当たりまして必要な資料要求等があればお願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、報告事項を終了します。

次に、2番のその他に入ります。委員の方、何かございますか。

○はやお委員 たしか提出予定案件である文化財のことを、区長部局に移行する、4月1日からの施行でという、法令もそうなっていると。そこで、以前どういうところが関連するんですかといったときに、うちの所管であるところの組織変更もかかわるという話だったんですけど、今回、きょう特段説明がなかったんですけど、この辺ちょっとどうなっているのか、お答えいただきたいと。

○亀割企画課長 前回たしか、ちょっと日にちは覚えておりませんが、組織に関する条例についても変更の可能性があるとして申し上げましたのは、今回、国のほうの法律、2点改正がありまして、地教行法と文化財保護法という部分があります。両面の改正に伴いまして、もしかすると組織が動く。というのは、具体には、文化財保護法の一部改正に伴って仕事のやり方を変えていく。具体には、文化財の保存活用に関する総合的な計画をつくるのですとか、そのための協議会を設置する。また、文化財保護審議会を必置するというところの法律に基づいた区の取り組み体制を、もし改善していくようであれば、分掌事務が変わりますので、これは組織の条例が変更するというものでありました。

ただ、今回はその地教行法のほうの改定に基づく、現在、補助執行ということで、既に地域振興部のほうで、文化財に関する事務ということでは分掌事務の記載がございます。今回うちのほうで提案させていただいたその改正というのは、この地教行法に関する部分で、お仕事を区長部局のほうに補助執行ではなくて移すことができるということでしたので、もともとその分掌事務としては文化財に関することということの記載はあります。ですので、今後具体的に、もう一個の文化財保護法の改正に伴って区のほうの仕事の取り組み等が変わっていく場合は、組織の改正ということでの条例が上がる予定ではございますが、こういった理由から今回は提案せずに済んだというか、提案がないということでございます。

○はやお委員 当初はあると言ったんだけど、ないということがわかりました。

結局、そういう状況でありながら、組織変更ということについては、結局は所管がえに近いような話だと。それで、先ほどの埋蔵物のあの平河町のところだって、本当は文化振興部なのか図書館なのか知らないけれども、実は文化財の修正というのは、私は教育委員会だと今の時点だって思うんですよ。でも現実、答弁が、先ほど言ってきたのが、図書館だというような、つまり文化振興だという話になったわけです。

こういう状況の中で、果たしてどういうふうにならざるに全庁的、この文化財に対しての考えが整理されているのか。にもかかわらず、文化財のことを区長部局に移行する。確かにいろいろなさまざまな法令は厳しいものになっています、計画を立てる。けども、ここのところに際して、私が3定、4定で質問した際も、特段なる教育委員会からの総括の答弁もなく、こういう状況でいいのかと。そしてまた、たまたま今回も平河町のそういう埋蔵物の文化財のこともある。そして、もう一つあるのは、関係ありませんよと言うのかもしれないけれども、常盤橋のほうの国指定の橋の件もある。それが、結局は当初は、国、都から

の支援をいただくということだったものが、結局は直出しで、区みずから5億から6億—数字はちょっとわからないですね、出すという話が出てくる可能性がある。といったときに、じゃあ、こここのところで、本当に文化財に対しての考え方というのが、千代田区のほうで整理されているのかということの今の状況であって、全てが今回のいろいろなさまざまな提出予定案件のところにかかわる中で、これは議会運営のこともかかわるでしょうけれども、当然、執行側のほうとしての整理がどうなっているのか。これはきちっと議長に説明があってしかるべきだと思っています、文化ということに関して。

そういうところを踏まえて、今どういうふうに考えていくのか、場合によっては教育的視点がなければ、例えば常盤橋の新たな追加工事なんてやめりゃいいじゃないかという、例えば短期的視点に至りゃ、そうなるわけですよ。だから、教育的視点というのはどういうところにあるのかということが本当に整理されない限り、私は今回のさまざまなあれは文化だと思っている。文化財と思っている。文化だと思っています。

そしてまた、加えて言います。今回はもう全部、面倒くさいから言いますが、アーツ3331の整理だってありますよ。文化に対する整理はどうなっているんですかということ、もう少し総合的に、横串に、この文化に対してのどういう課題があるのか、これはしっかりと議長並びに議運のほうに話をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。と言ったって、だめか。担当が違うのか。（発言する者あり）

○林委員長 ご意見をいただいたことを議長に相談しまして、まあ、宣言もございますので、さまざまな角度から。で、付託というのは議会運営委員会で決定するものでございますので、議長にちょっとそういうご意見があった旨お伝えをして相談させていただきますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

○はやお委員 いいです。

○林委員長 はい。いいですかね。

ほかに、委員の方。よろしいですか、委員の方。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 では、執行機関のほうから何点か。

環境まちづくり総務課長。

○佐藤環境まちづくり総務課長 環境まちづくり総務課から、口頭で1点、情報提供をさせていただきます。

区道の通称名についてでございますけれども、現在78路線設定しておりますが、新たに神保町出張所管内で4路線加わりますので、口頭でご報告させていただきます。（発言する者あり）四つありますので、委員の皆様には机上に、色分けした地図を参考に配付させていただきました。

上から靖国通りの南側の青い細い路線が「子宝横丁」。（発言する者あり）その下、さくら通りの南側の緑で塗っているところが「通町通り」、一番北側のピンク色の路線、色に塗ってあります路線が「共立女子学園通り」、そして南北に連なっております黄色い路線が「神田一橋中通り」となります。

いずれも地元町会から申請されたもので、神保町地区の連合町会、学校、商店街の同意も受け、区の商工関係、町会関係で構成されます通称名の選定委員会で審査、答申を受けまして、区として決定するものでございます。区民周知に関しましては、広報千代田2月

20日号、区のホームページ等で行う予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○林委員長 はい。委員の方、何かございますか。ある。

岩佐委員。

○岩佐委員 通りに名前がつくこと自体はすごくいいことだと思っているんですけども、通りの名前、通りだけじゃなく、まちの名前、いろんな皆さんやっぱり思い入れもあるし、いろんなお考えもあるので、先ほどの公園の話じゃないんですけども、そのつくる過程でどれだけの方の同意を得ていくかというその見え方で、特にマンションの方も含めて、やはりここはいろいろなご意見が、発表しちゃってから出ちゃう前に、きちんとやっていくべきだと思うんですね。そこら辺は、何かもう、今回はやられたんでしょうか。

○佐藤環境まちづくり総務課長 区道の通称名については、地域の発意で、区長宛て、申請がございます。その後、関係する所管で集まりまして、事務方ですね、関係の課長で集まりまして協議をして、この申請についていろいろな意見を付しまして、区道通称名選定委員会。選定委員会につきましては、連合町会長協議会、商工業連合会、観光協会、商店街連合会、東京商工会議所千代田支部、民間の方、そして区の地域振興部長、環境まちづくり部長、政策経営部長、その方たちによります選定委員会によって協議して、今回もこの名前で、申請どおりでいいたろうということで区長に答申がなされたもので、それを今回決定いたしまして、発表するという流れになっております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 せめて、何だろう、その名づけの語源とか、そういうものぐらひは明らかにしたほうがいいんじゃないかなという気はします。もしかしたら、昔そういう名前だったんだよとか、そういう由来がないと、何かこう、この思いつきだったり好みに思われてしまうと、ああ、なるほど、というふうになりづらひかなというふうに思うんですけど、これは何か看板でもつけるんですかね、表示。今二つ聞きました。

○佐藤環境まちづくり総務課長 すみません。今回も口頭の報告で、毎回、こういう通りの名前になりますよということでご報告させていただいているんですけども、広報紙についてはスペースの都合もありますので、ホームページ等で、申請に当たっては、その通り名、こういう名前をつけたいよという理由がおのおのあって、それに基づいて審査をしている状況なので、その辺についてはホームページ等でわかりやすく皆様にお知らせしたいと思います。

で、名前については、通称名の——何というの、あれ。（発言する者あり）銘板を歩道とかにつけて、その名前を、通る皆様方がわかるような形にしております。

○小枝委員 由来。名づけの。

○林委員長 由来を。簡単に由来を、「子宝横丁」から軽くお願いします。

環境まちづくり総務課長。

○佐藤環境まちづくり総務課長 はい。由来については、ほかの部でやっている「まちの記憶保存プレート」ですとか、いろんなまちの由来を銘板で知らせているような事業もやっているんですけども、通称名の銘板については通りの名前だけで、そこまで今設置していない状況なので、どんな形でできるかどうかも含めて、ちょっと検討させていただきます。（発言する者あり）

○林委員長 課長、今言っているのは、簡単に、「子宝横丁」というのはどういう意図で「子宝横丁」になったんですよというのを、短く説明をそれぞれ4通りを説明していただければ、このまま、はい、そうですか、といったら。うん。

環境まちづくり総務課長。

○佐藤環境まちづくり総務課長 1番目の「子宝横丁」につきましては、震災後の区画整理で生まれた道路ということで、その道路ができたときは、当時から職人家族が多数住み、飲食店も並んで、にぎわっていたと。そしてまた、子どもたちも多くそこでいろいろ遊びに興じていたりしていたということで、このあたりは通称、まちの中では子宝横丁というふうに使われていたということで、ぜひこういう名前をつけていただきたいと……

○林委員長 なるほど。（発言する者あり）初めて聞きましたけど。

○佐藤環境まちづくり総務課長 ということで、申請がございました。

「通町通り」に関してですけれども、明治の時代からこの道の両側一帯は一橋通町というふうに使われていたそうです。南神保町と合わせて一神会を構成していた現在の一神町会、これが前身なんですけれども、その明治から昭和にかけて、このあたりは一橋通町と呼ばれていたということで、この通町通りの申請がございました。

で、「共立女子学園通り」とか「神田一橋中通り」というのは、まさにその学校に面した通りであることから、地元から申請があったものでございます。

○林委員長 よろしいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 すみません。それで、ちょっといろんな由来があるのは理解しました。ただ、ちょっと私がちょっと思ったのは、子宝ということに対して、今の時代、いろんな受けとめ方があるだろうと。そういう意味もあって、先ほどいろんな手続を踏みましたと。その中で、多分ですけれども、また、その委員会にどれだけ男女比で女性の意見が入っているだろうと。私が女性だからこの子宝という言葉に反応しているのか。ねえ。まあ、いいじゃん、子どもをいっぱい産めばという意見もあるんでしょうけど、そういうのも含めて、多分いろんな、名前というのはいろんな受けとめ方があるものですから、そこに関しての、この今の時代に合った手続と、男女比とかも含めて、ちょっとご配慮いただきたいと思うんですけれども。

これはもう決められたことですので、ここから、これからまた、こういうことで多数いろんな地域の通りの名前が出てくると思うんですよね。先ほどお答えでいただかなかったけれども、やはりそこに入っていない人たち、だけど毎日通る人たちのご意見。ご意見とかやはり印象ということも含めて、やはり、だって、街路樹1本切ることに關したって、切るときになってから、いろんなご意見が出てきているわけですから、やはりこの名前とかそういうのはなじみがあるわけですから、そういったことのやり方というのを少し工夫をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤環境まちづくり総務課長 今、岩佐委員がおっしゃった子宝に関しては、我々も懸念があったので、庁内的にも男女平等人権課等に相談して、問題ないということで、それを採用しました。（発言する者あり）

子宝に恵まれるとか恵まれないとか、そういう言い方はやはりまずいと思うんですけれども、子どもは宝だということで、まあ、その言い方もよろしいかわかりません

けれども、子どもは宝という視点で、人権的にも問題ないというような見解をいただきましたので、そのまま提案した次第です。

おっしゃるとおり、委員さんは、充て職で、ここから会長さんに出てくださいということでやっておりますので、女性は今いないような現状ですけれども、（発言する者あり）女性の視点も交えて、名前の選定に庁内的にも当たれるような環境をちょっと考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○林委員長 課題として受けとめてください。

ちょっと長くかかりましたが、2点目、どうぞ。たくさんあります。

道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 道路公園課から、1定で補正予算案を提出予定の案件につきまして、2点、情報提供をさせていただきます。

まず1点目でございますが、現在工事中でございます国指定史跡常磐橋門跡・常盤橋復旧工事2期請負契約でございます。常盤橋の石積みにつきましては、コンクリート等を使わない、また他に類を見ない石の空積みによる工法でございます。現場における石積み作業において、ずれが頻発したため、石材の取り外し、加工、積み直しが想定以上に生じたこと、また関東大震災で失われました水切り石の復元製作に当たって、石材の加工に想定以上の時間を要したことに伴う職役等がふえたため、増額の補正予算を提出させていただく予定でございます。

2点目でございますが、橋梁補修工事お茶の水橋請負契約でございます。こちらは現況の橋梁塗装部からPCBが検出されたことから、その対策と塗膜剥離工及び床版工等に係る工種内容の変更と、工期延長に伴う工事費、職役等の変更に伴いまして、増額の補正予算案を提出させていただく予定でございます。

なお、どちらも補正予算案をご議決いただきました後、工事の契約変更議案を提出させていただく予定でございます。

ご報告は以上でございます。

○林委員長 はい。委員の方、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。続いて景観・都市計画課長。

○印出井景観・都市計画課長 私のほうからは1点……

○谷田部道路公園課長 あ、もう一個あった。（発言する者あり）

○谷田部道路公園課長 すみません。

○林委員長 道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 すみません。もう一点ございました。道路公園から、明大通り沿道協議会準備会の開催につきまして、口頭でご報告させていただきます。

明日10時から1回目の準備会を開催いたします。準備会のメンバーにつきましては、これまでもご報告させていただいておりますが、駿河台西町会、小川町三丁目西町会、明治大学、日大病院、杏雲堂病院となっております。1回目は協議会での検討内容、それから協議会のメンバー、今後の進め方につきましてご意見をいただく予定でございます。今後の予定でございますけれども、準備会を3回程度開催し、その後、5月には協議会を立ち上げていきたいと考えているところでございます。今後の進捗状況につきましては当

委員会におきましてご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

報告は以上でございます。

○林委員長 はい。何か委員の方、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。次、どうぞ。

景観・都市計画課長。

○印出井景観・都市計画課長 東京都の都市計画の変更の素案説明会ということで、日程のほうを情報提供させていただこうと思います。通常、東京都のこういったことについては、こういう形ではご案内していないんですけども、今回、首都高の日本橋周辺の地下化の関係ということでご案内をさせていただきたいと思います。

2月17日並びに2月20日に開催をされると。17日は日本橋小学校の体育館、20日についてはTKPの東京駅日本橋カンファレンスセンターで開催される。これについては本日発行の広報千代田のほうにも掲載をされております。詳細はそちらのほうをごらんいただければなというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。

○林委員長 はい。委員の方、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

続いて政策経営部長。

○清水政策経営部長 昨日発生いたしました住民基本台帳ネットワーク端末の障害につきまして、私のほうから口頭でご報告を申し上げます。

昨日、住民基本台帳ネットワーク内の、CSサーバーといいまして、自治体間の情報連携をするために稼働する機器でございますが、これが動かなくなったことによりまして、業務の開始時間でございます午前9時から午後3時30分までの間、マイナンバーカードの交付事務やマイナンバーカードを利用した転入の事務などができなくなってしまいました。この結果、区役所の総合窓口課及び6出張所におきまして、都合24名の方にご迷惑をおかけしたところでございます。24名のうち16名の方につきましては、改めて窓口へお越しいただくことのないような手続をとらせていただきましたが、残念ながら8名の方につきましては、もう一度窓口へお越しいただくご負担をおかけしてしまったところでございます。改めまして、この場をおかりして、おわびを申し上げます。

障害の原因でございますが、CSサーバーに接続いたします、UPSという、停電など電源異常時に電力供給をする無停電電源装置が動作をしなかったために、サーバー側に電力が供給されず起動できなかったというものでございます。今後、同様の障害を発生させないため、まずは機械の保守管理業者によって機器の解析作業を行い、障害発生原因の詳細の調査分析を行った上、再発防止策を早急に講じてまいりたいと考えております。

なお、今回の障害につきましては、電源がサーバー側に供給されず、起動できなかったという状況でございますので、区民の皆様方の情報が漏えいするというような状況ではございません。ご迷惑をおかけいたしましたこと、重ねておわびを申し上げます。

ご報告は以上でございます。

○林委員長 はい。何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

それでは、ほかになければ、以上をもちまして企画総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時46分閉会